

記者発表（資料配付）				
月/日	担当課名 班 名	電話番号	発表者名 (担当班長名)	その他の 配布先
5/18 (木)	ユニバーサル推進課 障害者就労支援班	078-362-3261 (内線 3041)	ユニバーサル推進課長 相浦 輝之 (障害者就労支援班長 山下 ゆかり)	西播磨 県民局

障害児通所支援事業者の指定取消処分について

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、下記のとおり指定の取消処分を行いました。

1 処分事業者

法人名：合同会社かがやき（設立日：平成30年6月28日）
 代表者：代表社員 大場 牧
 所在地：兵庫県宍粟市千種町黒土42番地4

2 処分対象事業所

名 称：幸（住所：宍粟市千種町黒土42番地4）
 種 別：放課後等デイサービス 定員：10名（指定日：令和4年7月1日）

3 指定取消年月日 令和5年5月19日（金）

※令和4年10月1日より休業

4 主な処分理由

不正の手段（虚偽）による指定申請を行い、申請時から現在に至るまで常勤専従要件等を満たしておらず、今後も改善が見込めないため。

5 処分に伴う対応

当該事由により不正に受け取った報酬は、児童福祉法第57条の2第2項に基づき、不正の手段により受けた報酬として、関係1市1町（宍粟市、佐用町）が返還請求を行う。

※返還額（概算） 約252千円（加算金を除く）